

適正取引の推進に向けた自主行動計画

中小企業や小規模事業者等も多数存在する建設コンサルタント業を支えている取引先各社（以下、「協力会社に相当する社」という）にとっては、建設コンサルタント業を営む社（以下、「元請に相当する社」という）からの適切な代金支払等の確保については、その経営の安定・健全性確保のため取引適正化策の強化・徹底に取り組む必要があると中小企業庁から各事業所管省庁に対して示されている。

この度、上記方針に基づいて、取引先各社との適正な取引条件を確保し、経済の好循環を中小企業にも波及させていくことを目的として、建設コンサルタンツ協同組合（以下、「当組合」という）に対して、国土交通省より、適正取引の推進に向けた自主行動計画の策定を検討するよう要請がなされた。

当組合は、これを契機として取引の適正化について、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準及び令和5年11月29日に公表された労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を踏まえ、以下の原則を確認するとともに、当組合員の取引適正化の取組を支援するために本計画を策定した。

I. 下請取引の適正化

1. 元請に相当する社の行動

(1) 請負金額の決定

元請に相当する社は協力会社に相当する社から見積書が提出された際は、協力会社に相当する社と十分な質疑・協議を行った上で、請負代金を決定する。

① 価格転嫁に向けた協議の場の設定

日頃から協力会社に相当する社からの要請がしやすい関係・環境を醸成するとともに、価格転嫁の要請があれば速やかに協議の場等を設けていくこととする。

② 不当に低い請負金額の禁止

自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した業務を実施するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金としないよう徹底する。

③ 指値発注の禁止

元請に相当する社が一方的に決めた請負代金の額を協力会社に相当する社に提示（指値）し、その額で協力会社に相当する社に契約させる指値発注を行わないよう徹底する。

④ 協力会社に相当する社からの増額要請への対応

協力会社に相当する社から請負金額の増額要請があった場合、協力会社に相当する社と十分な質疑・協議を行った上で、請負金額を決定する。

⑤ 原価上昇に伴う増額要請への対応

元請に相当する社は労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映について、協力会社に相当する社と十分な質疑・協議を行った上で、請負金額を決定する。

特に、元請に相当する社は取引対価の決定における、労務費上昇分の価格転嫁に関しては、次に掲げる行動をとるよう努める。

- ・元請に相当する社から協議の場を設けること
- ・説明や根拠資料を求める場合には公表資料に基づくものとする
- ・協力会社に相当する社がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを協力会社に相当する社からの要請額の妥当性の判断に反映させること
- ・協力会社に相当する社から労務費の上昇を理由とした価格転嫁を求められたら協議のテーブルにつくこと

- ・ 労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと
- ・ 必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を元請に相当する社から提案すること
- ・ 定期的に元請に相当する社と協力会社に相当する社がコミュニケーションをとる機会を設けること
- ・ 価格交渉の記録を作成して元請に相当する社と協力会社に相当する社の双方が保管するものとする

⑥ 売価と原価の関係

元請に相当する社は協力会社に相当する社から上記⑤による請負金額の増額要請があった場合は、管理組合に管理委託費の増額を働きかけつつ、遅滞なく協力会社に相当する社からの協議に応じる。

⑦ インボイス制度への対応

元請に相当する社は免税事業者である協力会社に相当する社に対して、課税事業者になるよう求める要請並びに価格交渉に対応しないこと及び取引の停止等の不当に不利益を与える行為を行わないように努める。

(2) 適正な請負契約の締結

元請に相当する社として、契約内容の明確化、紛争発生・片務性防止の観点から、法令に従い、業務開始前に書面（電子契約の場合はこの限りではない）による契約の締結を徹底する。

なお、協力会社に相当する社との契約締結にあたっては対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努める。

① 契約内容の変更

契約内容に新たな作業の追加や変更が生じた場合、業務開始前に書面による変更契約手続きを行う。

② 臨時作業等の契約

臨時作業や小修繕作業等を行う場合、元請に相当する社と協力会社に相当する社は注文書、注文請書等（電子契約の場合はこの限りではない）の方法によって請負契約を締結する必要がある。

③ 発注内容の変更および発注取消し

契約締結後に協力会社に相当する社の責任がないにもかかわらず発注内容の変更や取消しを行う場合、協力会社に相当する社と十分な質疑・協議を行い、協力会社に相当する社の利益を害さないようにする。

④ 不当な請負代金の支払い拒否および作業のやり直し

協力会社に相当する社の責めに帰すべき理由がないにも係わらず作業完了後に請負代金の支払いを拒んだり、作業のやり直しをさせない。

⑤ 不当な物品の購入および役務の利用

元請に相当する社の指定する物品及び役務を強制的に購入、利用をさせない。

(3) 請負代金の支払い

① 請負代金の支払期間

元請に相当する社は協力会社に相当する社に対し、費用の支払は、法令で定められた期間内に支払う。

② 請負代金の支払方法

元請に相当する社は請負代金を現金で支払うように努める。

③ 請負代金の金融機関手数料

金融機関手数料の負担については、事前に協力会社に相当する社と十分な質疑・協議を行った上で決定する。

④ 請負代金の減額

元請に相当する社は発注時に決定した請負代金を協力会社に相当する社の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず減額しない。

2. 協力会社に相当する社の行動

(1) 発注者との交渉

① 労務費上昇分の価格転嫁交渉

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方については、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む。

主な相談窓口は、次のとおりである。

相談内容	相談窓口の例	
	本府省等	地方事務所等
価格交渉・価格転嫁の相談（好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など）	国（地方経済産業局）、地方公共団体（産業振興センター等）	
	価格転嫁サポート窓口（全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に設置）	
	下請かけこみ寺	
	商工会議所・商工会	
本指針の記載内容に関する質問	公正取引委員会事務局経済取引局取引部 企業取引課	
独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談 ¹⁴	公正取引委員会事務局経済取引局取引部 企業取引課	取引課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談 ¹⁵	公正取引委員会事務局経済取引局取引部 企業取引課	下請課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
	中小企業庁事業環境部 取引課	経済産業省の地方経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局経済産業部

② 価格交渉に使用する労務費根拠資料

発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる。

③ 価格交渉のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行う。

④ 受注価格の提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示する。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮する。

II. 働き方改革の推進

元請に相当する社は、協力会社に相当する社が働き方改革に対応できるよう、協力会社に相当する社に対して、時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮するとともに、協力会社に相当する社の働き方改革

の疎外や協力会社に相当する社に不利益な取引とならないよう、常に協力会社に相当する社から相談・要請のしやすい環境を整備し、要請があった場合は協議に応じる。

また、協力会社に相当する社としても、日頃から元請に相当する社と積極的にコミュニケーションをとり、価格転嫁のことも含めて相談しやすい関係を構築するよう心掛ける。

Ⅲ. 自主行動計画実行の徹底

組合員は前述の自主行動計画に基づき、社内の組織間・担当者間等で実施レベルに格差が生じることがないように、マニュアル・ルール・組織体制・コミュニケーション等を駆使し実施徹底を図る。

Ⅳ. 自主行動計画の改定・徹底

当組合は、組合員の取引の適正化を図るため、本計画を徹底するために、組合員への継続的なフォローを実施し、必要に応じて自主行動計画の改定及び徹底プランの策定を行う。

以上